

8-1. 育児休業等の取得状況(教育職員)(平成29年度)

1. 育児休業等の取得者数

都道府県・指定都市教育委員会及び市内の市町村教育委員会の所管に属する公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教育職員(校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師(非常勤の者を含む。)、実習助手及び寄宿舎指導員)のうち、平成29年度に育児休業、育児短時間勤務及び部分休業を取得していた人数を記載すること。

(単位:人)

区分	育児休業 取得者数			育児短時間勤務 取得者数			部分休業 取得者数		
	男性職員	女性職員	合計	男性職員	女性職員	合計	男性職員	女性職員	合計
平成29年度新規取得者	454 (2.4%)	18,708 (97.6%)	19,162 (100.0%)	29 (2.3%)	1,247 (97.7%)	1,276 (100.0%)	112 (5.6%)	1,889 (94.4%)	2,001 (100.0%)
前年度から引き続きしている者	61 (0.3%)	23,539 (99.7%)	23,600 (100.0%)	7 (0.9%)	752 (99.1%)	759 (100.0%)	60 (5.2%)	1,099 (94.8%)	1,159 (100.0%)
合計	515 (1.2%)	42,247 (98.8%)	42,762 (100.0%)	36 (1.8%)	1,999 (98.2%)	2,035 (100.0%)	172 (5.4%)	2,988 (94.6%)	3,160 (100.0%)

(注)1 「平成29年度新規取得者」には、平成29年度に新たに取得可能となり取得した者の他、平成28年度以前に取得可能となり平成29年度から新たに取得したものが含まれる。よって、下記2の「平成29年度中に新たに取得可能となった者」の、「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」、「うち育児短時間勤務取得者数」と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

(注)2 ()は、各取得者の合計に占める男女割合である。

2. 平成29年度中に新たに取得可能となった職員の状況

(単位:人)

	平成29年度中に新たに育児休業等の対象となった者(A)	Aのうち育児休業取得者数	Aのうち育児短時間勤務取得者数	Aのうち部分休業取得者数
男性職員	15,397	327 (2.1%)	24 (0.2%)	15 (0.1%)
女性職員	18,436	17,824 (96.7%)	318 (1.7%)	393 (2.1%)
計	33,833	18,151 (53.6%)	342 (1.0%)	408 (1.2%)

3. 育児休業等の承認期間等(平成29年度の新規取得者について)

(1) 育児休業承認期間

(単位:人)

区分	育児休業取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
男性職員	454 (100.0%)	194 (42.7%)	227 (50.0%)	16 (3.5%)	11 (2.4%)	3 (0.7%)	3 (0.7%)
女性職員	18,708 (100.0%)	649 (3.5%)	4,045 (21.6%)	4,593 (24.6%)	3,594 (19.2%)	2,519 (13.5%)	3,308 (17.7%)
合計	19,162 (100.0%)	843 (4.4%)	4,272 (22.3%)	4,609 (24.1%)	3,605 (18.8%)	2,522 (13.2%)	3,311 (17.3%)

(注) ()は、育児休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

(2) 育児短時間勤務

① 承認期間

(単位:人)

区分	育児短時間勤務取得者数	育児短時間勤務承認期間			
		3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超
男性職員	29 (100.0%)	10 (34.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (65.5%)
女性職員	1,247 (100.0%)	92 (7.4%)	78 (6.3%)	82 (6.6%)	995 (79.8%)
合計	1,276 (100.0%)	102 (8.0%)	78 (6.1%)	82 (6.4%)	1,014 (79.5%)

(注) ()は、育児短時間勤務取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

② 勤務形態

(単位:人)

区分	育児短時間勤務取得者数	勤務形態				
		1日3時間55分	1日4時間55分	週3日	週2日半	その他
男性職員	29 (100.0%)	6 (20.7%)	13 (44.8%)	5 (17.2%)	4 (13.8%)	1 (3.4%)
女性職員	1,247 (100.0%)	279 (22.4%)	764 (61.3%)	125 (10.0%)	54 (4.3%)	25 (2.0%)
合計	1,276 (100.0%)	285 (22.3%)	777 (60.9%)	130 (10.2%)	58 (4.5%)	26 (2.0%)

(注)1 ()は、育児短時間勤務取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

(注)2 勤務形態の「1日3時間55分」及び「1日4時間55分」は、1日の勤務時間が7時間45分である場合の勤務形態である。

(3) 部分休業

① 承認期間

(単位:人)

区分	部分休業 取得者数	部分休業承認期間					
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超
男性職員	112 (100.0%)	107 (95.5%)	3 (2.7%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)
女性職員	1,889 (100.0%)	1,792 (94.9%)	72 (3.8%)	12 (0.6%)	6 (0.3%)	6 (0.3%)	1 (0.1%)
合計	2,001 (100.0%)	1,899 (94.9%)	75 (3.7%)	13 (0.6%)	6 (0.3%)	6 (0.3%)	2 (0.1%)

(注) ()は、部分休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

② 承認時間

(単位:人)

区分	部分休業 取得者数	1日の部分休業取得時間(平均)			
		30分以下	30分超 60分以下	60分超 90分以下	その他
男性職員	112 (100.0%)	31 (27.7%)	40 (35.7%)	18 (16.1%)	23 (20.5%)
女性職員	1,889 (100.0%)	419 (22.2%)	784 (41.5%)	339 (17.9%)	347 (18.4%)
合計	2,001 (100.0%)	450 (22.5%)	824 (41.2%)	357 (17.8%)	370 (18.5%)

(注) ()は、部分休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

4. 育児休業等の代替要員の配置状況(平成29年度の新規取得者について)

(1) 育児休業の代替要員の配置状況

(単位:人)

区分	育児休業 取得者数	代替要員の配置状況						
		任期付任用	臨時的任用	非常勤職員の任 用	配置換え	その他の任用行 為	特段の措置なし	その他
男性職員	454 (100.0%)	37 (8.1%)	354 (78.0%)	17 (3.7%)	2 (0.4%)	2 (0.4%)	37 (8.1%)	5 (1.1%)
女性職員	18,708 (100.0%)	1,509 (8.1%)	16,597 (88.7%)	372 (2.0%)	30 (0.2%)	6 (0.0%)	180 (1.0%)	14 (0.1%)
合計	19,162 (100.0%)	1,546 (8.1%)	16,951 (88.5%)	389 (2.0%)	32 (0.17%)	8 (0.0%)	217 (1.1%)	19 (0.1%)

(注)1 育児休業の新規取得者について、その代替措置を記載したものである。

(注)2 代替措置により任用された者の数ではないことに留意すること。

(注)3 ()は、育児休業取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)

(2) 育児短時間勤務の代替要員の配置状況

(単位:人)

区分	育児短時間勤務 取得者数	代替要員の配置状況						
		任期付任用	臨時的任用	非常勤職員の任 用	配置換え	その他の任用行 為	特段の措置なし	その他
男性職員	29 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (6.9%)	18 (62.1%)	1 (3.4%)	1 (3.4%)	7 (24.1%)	0 (0.0%)
女性職員	1,247 (100.0%)	138 (11.1%)	54 (4.3%)	611 (49.0%)	112 (9.0%)	116 (9.3%)	110 (8.8%)	106 (8.5%)
合計	1,276 (100.0%)	138 (10.8%)	56 (4.4%)	629 (49.3%)	113 (8.9%)	117 (9.2%)	117 (9.2%)	106 (8.3%)

(注)1 育児短時間勤務の新規取得者について、その代替措置を記載したものである。

(注)2 代替措置により任用された者の数ではないことに留意すること。

(注)3 ()は、育児短時間勤務取得者数に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)